

令和6年5月臨時会 総務常任委員会記録

令和6年5月10日（金）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和6年5月10日（金）	5 頁
--------------------	-----

令和6年5月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	5月10日(金)	<p>審査日程の決定</p> <p>政策部審査 議案乙第16号 〔説明、質疑〕</p> <p>総務部審査 議案乙第16号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総務課） 鳥栖市地域防災計画の修正概要 〔報告、質疑〕</p> <p>市民環境部審査 議案乙第16号、議案甲第16号・第17号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第16号、議案甲第16号・第17号 〔総括、採決〕</p>

5月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和6年5月10日付託]

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) [可決]

議案甲第16号専決処分事項の承認について [承認]

議案甲第17号専決処分事項の承認について [承認]

[令和6年5月10日委員会議決]

2 報告

鳥栖市地域防災計画の修正概要(総務課)

令和6年5月10日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課DX推進係長 小森俊介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課防災対策監 村上敏章

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長 前田良介

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係

長 築地美奈子
市民環境部次長兼保険年金課長 佐藤道夫
保険年金課健康保険係長 宮田昭江
税務課長 佐々木利博
税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也
税務課長補佐兼市民税係長 北三希子
市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之
環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎
環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

総務部審査

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

報告（総務課）

鳥栖市地域防災計画の修正概要

〔報告、質疑〕

市民環境部審査

議案甲第16号専決処分事項の承認について

議案甲第17号専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第16号専決処分事項の承認について
議案甲第17号専決処分事項の承認について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時30分開会

中村直人委員長

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

〰〰

審査日程の決定

中村直人委員長

今臨時会で、当総務常任委員会に付託されております議案は、乙議案1件、甲議案2件です。

委員会の審査日程につきましては、お手元に配付のとおり、政策部、総務部、市民環境部の順に関係議案を審査し、その後、総括、採決といたしたいと思っております。

御了承のほど、お願いいたします。

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前10時31分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

政策部

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、政策部関係について御説明いたします。

説明は、総務常任委員会資料により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金1億6,148万1,000円につきましては、自治体DX推進事業、施設予約のオンライン化事業、小中学校ICT環境整備事業及び図書館DX事業が、デジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業として採択されたことにより補正するものでございます。補助率といたしましては、2分の1となっているところでございます。

なお、小中学校ICT環境整備事業及び図書館DX事業の詳細な内容につきましては、文教厚生常任委員会で御説明することといたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料4ページをお願いいたします。

令和6年度5月補正予算主要事項説明書の2ページを抜粋したものでございます。

事業名自治体DX推進事業、施設予約のオンライン化事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の「自治体DX推進計画」により、各種行政手続について積極的にオンライン化を進めるため、インターネットにより、市民と鳥栖市をつなぐ新たな行政サービスの窓口として開設した市民ポータルサイトに、各種オンラインサービスを整備するものでございます。

事業の内容といたしましては、オンライン上の行政手続の窓口としての市民ポータルサイトから、新たな市民サービスといたしまして施設予約ができるように整備し、併せて、施設使用料料金精算のキャッシュレス決済を導入するものでございます。

予算の内訳といたしましては、情報システム導入等委託料2,611万7,000円。キャッシュレス決済端末通信費として2万1,000円を計上いたしております。

施設予約システムの導入につきましては、まず、まちづくり推進センターにおいて、令和

7年3月から試行運用を開始し、順次対象施設の拡大を予定しているところでございます。

通信費につきましては、同じく令和7年3月から、まちづくり推進センター、市民文化会館、サンメッセ及び体育施設等でのキャッシュレス決済での料金精算の運用を予定しており、その1か月分の通信費となっているところでございます。

全体的なシステム構成について御説明いたします。

構成図左の市民ポータル、構成図中ほど上の、国が提供するぴったりサービスの下の申請受付タイプ、予約受付タイプ下のプッシュ通知、その下の統合型GIS、その左側の公開型GISにつきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして、令和5年度にそれぞれシステム導入を行ったものでございます。

今回、予約受付タイプとして施設予約システムを導入することにより、市民ポータルサイト全体が完成するものでございます。

今後オンライン申請できる手続数や予約可能対象施設の順次拡大を行うなど、市民サービスの向上に努めるとともに、現在、令和7年度中のシステム稼働を目途とした自治体情報システムの標準化・共通化により、基幹システムの基盤整備がなされ、基幹システムとの連携により、より一層効果が図れるものについては連携を行い、市民ポータルサイトの拡充を図っていきたいと考えているところでございます。

以上、議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、政策部関係についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございました。

主要事項の4ページです。予約受付タイプの空きの確認、予約の受付はもちろん分かりますが、これ料金精算——キャッシュレスの料金計算、具体的に言うと、どういうキャッシュレスのやり方の料金精算ができるようになるんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

現在、市民課窓口、税務課窓口等で証明発行手数料のほうキャッシュレス決済を導入しておりますが、それと同じ運用のほうを予定しております。

具体的に交通系カード、クレジットカードやQRコード型を予定しているところでございます。

さらにスマホを利用したタッチ決済機能の搭載も予定しているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

料金精算は、キャッシュレス決済で空き予約受付まではその場に来なくてできるけど、取りあえず精算はその場で、交通系 IC とか使いながら、現場でしなきゃいけないってことですよね。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

当初、システム上でのオンライン決済のほうも検討したところでございますけれども、実際予約してキャンセル等も想定されまして、料金の返還事務に対してうちのほうで会計事務等もございまして、お返しするに当たりまして一定の時間を要し、市民の方に御迷惑おかけすることとなります。

また、システムの予約だけオンライン決済を導入したとしても、窓口での現金収納の部分が残ってしまいますので、窓口での利便性と事務効率の観点から、今回のキャッシュレス決済の端末を配置することとしたところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございますか。

永江ゆき委員

同じところですけど、カード決済とかするとき手数料ってかかると思うんですけど、それはどちら負担になるんですか、市民なのか市なのか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

手数料につきましては、市側で負担ということになります。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

江副康成委員

同じところですけども、デジタル田園都市国家構想交付金を使って進めてもらって本当に心強いなと思っているところですが、空き確認して予約受付して料金精算。

そのときに今、例えば、まちづくり推進センターとかアナログベースでやって、大体全体のスケジュールがあって、そこに入れていくと、もう埋まってるやつと空いてるやつが大体一目瞭然で分かるんですよ。

多分、ずっと使ってる方が全てデータに強いかどうか分かんなくて。

空いているところもこのオンラインでぼんぼんと埋められると、本来、例えば、私は麓地区ですけど、麓地区の行事で使って対応したとか、閉まってしまって、ほかの方もその辺り

の偏在というか、その辺りは、アナログがデジタルに移行するときに、今までつかさどっていたところがコントロールしながらやらないと、せっかくいいものが、何かかえって使いにくくなったと言われると嫌なもので、その辺りどういうふうを考えておられるのか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

委員がおっしゃる部分につきましては、こちらとしても課題として認識しております。現在、今の利用方法に大きく影響しないように、担当課と協議を行っております。また、試行結果の課題等も整理して、その部分ずつと解消したいと考えております。以上でございます。

江副康成委員

あと1つ、デジタル田園都市国家構想交付金、あれは全国で見るといろんなバラエティーに富んで、いろいろございます。

当然、鳥栖市はこれやろうと思って、粛々と進められて、非常にいいなと思うんですけど、そのほかにトライする予定があるのか、もっと広げていく、何かやるのか。要はやれる体制が整って交付金を申請して、下りるとやるという形なのかなと思うけれども、今後、このあたりの交付金を使ってどう進められてるのかというのをお聞きしたいんですけど。

松雪努政策部長

我々も今度3年目のデジタル田園都市国家構想交付金ですけども——当然、来年度も。

この交付金がある限りは、我々チャレンジをしていきたいというふうに思っておりますので、その内容については今まさにいろいろ検討しておりますので、現段階で確定しているもの……。

イメージはあるんですが、確定はしておりませんので、私のほうから今後もチャレンジをしていくということでお答えとさせていただきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

予約を今アナログでされてると思うんですけど。

アナログっていうのが、紙ベースでやってるのか、今でもその端末上でやってるのかを分かんないんですけど、今どっちでやってるんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

こちらで把握しております予約は紙ベースでされていると聞き及んでいるところでございます。

以上です。

松隈清之委員

ということは、そこから多分変えないといけませんよね。

例えば、まちセンならまちセンでいいんですけど、受け付けるまちセン側が端末とかで、システム上埋めていったやつがそのまま反映されて予約できるっていうシステムになるので、それぞれのまちセンならまちセンとかにそういう端末っていうか、システム上で管理するシステムを導入しないといけません。それはここの中に入ってるんですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

端末については既存のパソコンを利用することといたしまして、まちづくり推進センターでも使えるような費用につきましても、この中に入ってるものでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

今後、拡大をしていきたいということですが。

基本的には、どれでも全部——スポーツ施設も含めて全部広がっていくイメージで、それぞれが今やってる管理の仕方もそっちに統一されていくっていうことでもいいんでしょうか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

全てがデジタル化というのは難しいかと思いますが、やはりデジタルとアナログの共存という形で今、想定してるところでございます。

松隈清之委員

そうではなくて、全部オンラインで受付や予約ができる体制は、全ての施設に行くイメージでしょうか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

最後に、これを実施するに当たって、条例改正とかの必要性って出てきませんか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

もちろん条例改正必要でございますけれども、昨年4月にオンライン手続条例というのを制定させていただきましたので、それでカバーができる仕組みとなっているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

参考資料、2ページ上段のほうをお願いいたします。

今回、財政調整基金の繰入れを行いまして、5月補正後の現在高は、約35億4,000万円の見込みとなっております。

委員会資料に戻りまして、次に款23市債、項1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、御報告をいたします。

参考資料3ページをお願いいたします。

(目)3衛生債、(節)1清掃債5,000万円につきましては、旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業の計上に伴うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



報告（総務課）

鳥栖市地域防災計画の修正概要

中村直人委員長

次に議案外の報告の申出がっておりますので、これをお受けいたします。

報告をお願いします。

緒方守総務部次長兼総務課長

議案外資料を基に説明をさせていただきます。

鳥栖市地域防災計画の修正の概要となっております。

この鳥栖市地域防災計画につきましては、国の防災基本計画と県の地域防災計画の修正に伴いまして、上位計画と整合性を図るために修正を行うものでございます。

令和4年度の前回の計画修正以降につきましては、なるべく毎年度時点修正を行うところとしたところでございます。

今回の計画の主な修正項目につきましては、1つ目が国土地理院が2021年に公表いたしました活断層調査結果に基づく修正でございます。

具体的には、佐賀平野北縁断層帯の周辺図「佐賀」、「武雄」のうち、城原断層を東に3キロ延伸すること。多久断層と尾部田断層を確認、命名に基づき記載するものでございます。

2つ目が本市新庁舎移転に伴う修正で、新庁舎の防災機能の記載を追加するものでございます。

新庁舎で備える主な機能といたしましては、非常用電源を約3日分、上水確保を約4日分、トイレ等雑水を約4日分。また、災害対策支援室の配置、備蓄倉庫等の配置などを記載するものでございます。

3つ目が、公共施設の大規模改修時期を踏まえた修正でございます。

現在、本市の指定避難所となる学校施設や、まちづくり推進センターについて大規模改修等を行う場合、防災倉庫の整備を行っているところでございます。

その分を記載を追加したところでございます。

続きまして、4つ目でございます。

警報・注意報、緊急地震速報などの発表基準の変更に伴う修正でございます。

線状降水帯の発生予測が半日前からの予測に変わったことに伴う記載を行ったものでございます。

また、その他の修正といたしまして、避難所における要配慮者への応急ケア対策の修正でございます。

聴覚障害者への対応について、要約筆記、音声翻訳アプリの活用等を盛り込むものでございます。

避難所の収容人数の見直しにつきましては、令和5年12月に久光製薬株式会社、佐賀スプリングス株式会社と協定を結ぶなど、避難所の追加、また、各種避難所の収容人数の見直しを行ったものでございます。

この計画につきましては、令和5年の2月、令和6年の1月に会議を開きまして、その内容を県に送りまして、県からの意見を反映し、令和6年の3月末に時点修正を行ったものでございます。

以上簡単ではございますが、鳥栖市地域防災計画の修正の概要の説明とさせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、委員から確認しておきたいことなどがありましたらお願いしたいと思います。

池田利幸委員

最後に説明いただいた、鳥栖市地域防災計画の修正概要のところですけど。(2)の本市の新庁舎移転に係る修正っていう部分ですけど、単純に、非常用電源を約3日分。3日分は庁舎が3日間電気がつくようになっていうのは分かるんですけど、上水確保を約4日分とトイレ等雑水を約4日分っていう、その4日分っていうのが基準が何人使用とかいう部分での4日分っていう定義なのか教えてほしいなど。

防災拠点っていうところで、もう止まりましたとかいう大規模なときには、多分ヘリコプターで入ってきてとかそういう部分で自衛隊が来ますとか、一般市民さんを受け入れないとしても、人数っていうのは職員さんの人数だけでないような気がして、この根拠の約4日分とか約3日分っていうのが、どういう根拠の日数になってるのかだけ教えてもらっていいですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

非常用電源につきましては、約3日分というのは国の定めてる基準等に基づいたものになります。

それ以上の部分について、今回、新庁舎を備えるときに、防災の拠点ということもありまして、約4日分を備えるような形で整理を行ったところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

それは十分、分かってまして。

特に水に関しては、何人が使用するっていう想定約4日分なのかっていうので、全然変わってくるっていうところの基準か何か決め方ってあるんですかということなんです。

緒方守総務部次長兼総務課長

水等につきましては、防災の備蓄をするときに備蓄につきましても、人口の5%程度を基準といたしまして3日程度もつ分を、避難所等で確保しているところでございます。

それ以外に、避難所として新庁舎は指定しておりませんが、大規模な災害になったときにそれ以上に必要な部分があるということで確保しているところでございます。

池田利幸委員

人口の5%っていうことは、鳥栖市民約7万4,000人、その人口の5%分の4日分をためてるってことですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

避難所につきましては、そういう形で行っております。

それ以外にも、大規模災害になった場合には、当然水等が必要になりますので、今回の水については500ミリリットルのペットボトルでいうと1万本分についての確保を行っている

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

これより市民環境部関係議案の審査を行います。

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

資料については、書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ただいま議題となりました、議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、市民環境部関係分を御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

令和6年度5月補正予算概要の歳入について申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費国庫補助金につきましては、真木町にある衛生処理場内の旧ごみ焼却施設を解体し、跡地利用としてストックヤードを整備するための財源として、廃棄物処理施設整備交付金の内示を受けたため、受け入れるものでございます。

次に、款23市債、項1市債、目3衛生債、節1清掃債につきましては、同施設の解体及びストックヤード整備事業の補助裏分に対し起債するものでございます。

事業の詳細につきましては、歳出のほうで説明をいたします。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、資料3ページをお願いいたします。

事業名が旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業でございます。

真木町にあります衛生処理場内の旧ごみ焼却施設を解体いたしまして、その跡地に市民の資源物等回収拠点及び一時保管場所として利用するためのストックヤードを整備し、現資源物広場の機能移転を図るものでございます。

令和6年度から令和8年度でごみ焼却施設の解体及び跡地整備工事の実施設計、それから工事施工及び工事管理を行うこととしておりまして、令和6年度分として、工事請負費を8,280万円、それから工事監理委託料として548万9,000円を計上いたしております。

工事に当たりましては、大気汚染防止法等に基づき、ダイオキシン類の飛散防止、除染などの対策を講じるとともに、当該土地が土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることに留意し、周辺環境に十分配慮しながら進めることとしております。

資料の4ページに、ストックヤードの配置イメージ図をつけておりますが、今後、工事施工に当たり実施される実施設計の中で具体的な配置図が示されることとなっております。

なお、資料5ページで示しますように総事業費14億5,136万1,000円を3か年の継続費としております。

以上で、令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

もともと、ストックヤードを造りますって話、前から出てきてたのかなと思いながら。

国からの交付金が出る分は廃棄物処理施設整備交付金っていう形で出てると思うんですけども、これを国からもらうためにストックヤードを造らないといけないとかいう条件があったわけではない。

交付金をもらって、どうせ潰すからストックヤードも市債をして造りましょうっていう話になったってことでいいですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

もともと、あそこにごみ焼却施設があったところに新しく焼却施設を造るところで、色々と事業がスタートしたわけですけども、ごみ処理場を解体するだけではなくて、解体した後に新たな施設を造るといったときに、交付金が活用できるということもありまして、その活用策として検討する中でストックヤードという形になったものでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

永江ゆき委員

この地図で分かりにくいんですけど、グラウンドのところまでこうなる感じですか。
場所的に。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

まず、現在、建っております旧ごみ処理施設、あそこを一旦、解体をいたしまして、その土地の上にストックヤードが建つこととなります。

ですので、グラウンド部分には入らないこととなります。

以上です。

永江ゆき委員

そうしたら、ダイオキシンが出たっていうところは、かかってないということですか。そのままだっていうことですか。

あそのグラウンドから出たんですよ。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

土壌調査をする中で、一部その有害物質が検出されたということになりますけれども、それは、グラウンド部分もそうですけれども、今、施設が建っている旧ごみ処理施設の周辺でも全面ではありませんけれども、スポット的に調査する中で検出された部分がございます。

以上です。

永江ゆき委員

そうしたら、その有害なものっていうのはどういうふうな処理の仕方をされるんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

あその土地につきましては、埋設物があるということもあって、敷地の一部から有害物質が検出された土壌がありますので、今回行う旧ごみ処理施設の解体等のときには、その土壌に変化といいますか、今、土壌の状態を損なわないような形で解体を行う。

要は、建屋の上だけを解体して、下に埋設されている、いわゆる施設の地下構造物、そういったものについては、そのまま残す存置という形で、工事を進めていくことで、その汚染物質を取り除くというふうなことはいたしません。

以上です。

永江ゆき委員

そんな簡単にできるものですか。

やっぱり何らかの形で出てきたりとかする可能性がなきにしもあらずだから、周辺地域の

方にも説明をするっていう話だったですよ。

落札されての話ですけど。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

恐らく、永江委員は、先ほどの地元への説明ということの御質問かと思います。

地元説明会については、これから予算が議決いただいた後で事業者の選定等を行って、事業者と協議等を行って、そういった準備ができましたら、適切に地元の皆さんに、その解体工事、それこそストックヤードの建設工事についての情報発信、提供をしていきたいということで先ほど答弁させていただいたところでございます。

以上です。

永江ゆき委員

それはそこに建てますよっていうだけの報告のための説明をするっていう形ですか。

一番不安なところっていうのは、ダイオキシンとかそういう有害な物質が出たっていうところに、新たに施設を造るっていうところだったから不安じゃないかなっていう先ほどの飛松議員の質問だったと思うんですよ。

だから、それは大丈夫っていうところなんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

建屋もそうですけれども煙突部分とかに、ダイオキシン類とか、アスベストとか、そういった有害物質が一部含まれておりますので、今後解体作業等を行っていくときには、もちろんそういった物質が外に飛散しないように、十分、安全対策を講じて住民の皆さん方の不安解消、あとそこで従事される皆さん方の健康被害、そういうことがないように、処置をしながら工事を進めてまいりますので、そういったことも含め、適切な情報提供、発信をしてまいります。

以上です。

永江ゆき委員

例えば、その周辺地域っていうのは、どこまでとか考えてありますか。

真木町が住所だから、真木町だけにしか説明がなかったとかっていう、前回ちょっと聞いたことがあるんですけど。

やっぱり安楽寺とか高田のほうとか、近くはありますので、ぜひ広い範囲で、ぜひ説明していただけたらと思ってますけど、その辺はどうでしょうか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

事業推進に当たりましては、これまでも周辺地域の皆様方と区長さん初めお話をさせていただきながら進めてきた経過もございますので、そういった準備ができましたら、まずは、

地元区長さんのほうに、まずは御相談をさせていただこうと思っております。

以上です。

永江ゆき委員

もう一ついいですか。

これは鳥栖市独自で——私が言いたいのは組合との関係性なんですけど、どんな感じですか、組合との関係性っていうのは。

今回のことに関して、全く関係ないってことですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今回の事業そのものは、鳥栖市のほうで対応いたしますので、工事関係も含めですけれども、地元対応も含め、市のほうが主体的に取り組んでいくことになると思っております。

以上です。

永江ゆき委員

お話を組合の方から聞いたときに、何も知らんやっただっていう話をされたんですよね。

だからその辺が、意思の疎通ができてなかったのか、説明する必要がなかったって思われているのか。

その辺がどうなのかなと思って、どんなふうを考えてありますか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

組合と様々な意見交換といいますか、日頃から連携を図っていているところがございますが、そういったことが委員の耳に入ったとすれば、よりそういった連携を深めていきたいと思えます。

以上です。

永江ゆき委員

ぜひよろしくをお願いします。

江副康成委員

このストックヤードに、今回、予算つけられて進められていますけど、ストックヤードを検討して、やろうとしたのはいつからなんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今回の解体工事等に入るに当たりまして、調査業務等をまず行っております。

一番最初に施設の解体等の調査検討業務ということで、まず解体工事の基本的な考え方、土地利用の方針、そういったものを考えていくといったことをやっていく中で、先ほど申し上げました土壤汚染対策法に基づく手続等そういったものが必要だという中で、跡地活用について検討をしていく中で、市民の利便性とか、そういったものを考えたときに何が適切か

というところの中から、交付金等を活用することも前提にありました。そういった中でストックヤードが現在ございますけれども、御承知のとおりかなり古い施設でもございますし、その機能向上を図りながら、また今後そういったものも、将来的に解体していくようなことも考えていかないけないものですから、新たにストックヤードを跡地に建設をするというようなことに至ったものでございます。

以上です。

江副康成委員

飛松議員の議案審議の中で900万円ぐらいの調査費か何かをつけられて、されたと。

その時期にされたってことですか。

時期が分からなくて。

増田義仁環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長

時期につきましては、旧ごみ焼却施設解体等調査検討業務ということで、令和4年度の12月補正で予算を計上して、約1年間の検討を行ってきたところでございます。

江副康成委員

分かりました。

私としては、去年、ゼロカーボンの話をしておりまして、なるべく炭素を出さないような全体的な仕組みを考える、見直すべきだろうなど言っていたもので、ここに残念だなという部分があって確認で質問したところですけども。

以前、検討は、多分もうストックヤードありきじゃなくて、何らかの形のほかの使い方も含めて検討されたんじゃないんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

跡地利用を検討する中で、候補といいますか、検討に上がってきたのが例えば公園とかそういったものも入ってきたこともあったようですけれども、交付金を活用できる跡地利用ということを考えたときに、ストックヤード、そういったものであれば、交付金の対象になると。公園とかになりますと、そういった部分が、まずもってあの場所が、車両等が行き来をしてそういった部分での心配もございますし、交付金を活用するに当たってはそういった公園施設等での活用が難しいということもあって、将来的な今の資源物回収広場の老朽化に伴う分の移転とか、機能向上とか、先ほど申しあげました市民の利便性、濡れないような対策とか、それを考えたときに、ストックヤードに落ちついたということでございます。

以上です。

江副康成委員

今、総務常任委員会で、この環境関係の所管の委員をさせていただいておりますけれども。

3年前かな、同じく所管の委員会に出てこの話、結構いろいろ話深くさせてもらったことがございまして、結局、焼却施設が出来ますと。

その横に、例えば、災害ごみっていうか、もう焼却処分しなくちゃいけないような災害ごみを置くようなところ、そういうふうなところもいいんじゃないかなという、一つ選択肢があるんじゃないかなというような議論をしてたような気がするんですけども、そういったところは全く選択肢に入っていないんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

現在の資源物回収広場を機能移転させて、隣りといいますか、新しく建てますので、その跡地活用ということも将来的に出てくると思うんですけども。

今、江副委員がおっしゃった、災害ごみ、そういったものの仮置場的なものも、将来的に検討していく必要がありますので、今の資源物回収広場を機能移転した後、その下は最終処分場っていう形で、今、活用してますので、災害廃棄物の一時仮置場的なものが必要なときには、そこを活用する。

また、今後の検討にはなりますけれども、グラウンド部分とかの活用とかも考えていかないといけないので、そういったものも念頭に入れながら、今後、周辺の利活用策を考えていくことにしております。

以上です。

江副康成委員

もともと、皆さんも御存じの話で焼却施設の横にリサイクル施設を造って、コンビナートとは言いませんけれども、右から左に分別しながら作業を進めていくということでコストダウンを図るような構想がもともとあったわけです、基本的には。

それが分散しましたということで、2市3町でやっていて、その辺りコストを抑えるような、そういう発想というか。何か鳥栖市のほうも至るところで示していかんといかんと思ったときに、今、災害のごみの焼却分のところは、今の資源物回収広場がある最終処分埋立て地。そこはもう使えるかなというような話ということでよろしいんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

まだ、そこまで正式な合意決定まではいけてませんが、将来的なあその跡地利用、今の資源物回収広場をストックヤード部分に今回、機能移転をさせますので、そこに小動物の焼却炉とかそういったものもまだあるんです。

そういったものも先々解体していくことになりますので、そういった後に活用策として考えられる一つに、今、委員がおっしゃった、そういった災害ごみの一時仮置場、そういったものも含まれるのかなと思っております。

以上でございます。

江副康成委員

あそのほうに現状、今ある資源物回収広場を今度新しく解体したときに送るってことで、現状維持ということで、取り立てて、脱炭素みたいに逆行するような話ということじゃないのかもしれませんがですよ。

ただ、端から端まで物を運ばんといかんという部分は、末永くずっと残るということでもあるから、その辺りはもうちょっと配慮してほしかったなというのは、私としては残念だなと思うところでございますけどですね。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ストックヤードについてはこれから実施設計をやっていきますけれども、その実施設計の仕様の中で脱炭素という観点からいきますと、それこそこれから検討となってきますけれども、太陽光の実証実験とかも今後やっていく中で、どういった形でできるか分かりませんが、そういったものを上げられるような屋根の構造とか、そういったものも念頭に入れながら取り組んでいくというような視点は持っております。

以上でございます。

江副康成委員

今川グラウンドは、今使っておりませんが、当然工事の関係も含めて。

あるいは、あそこで今まで当然使っておりまして、過去ですね。

その時に、健康被害が起こるとかどうかとか、そういう観点から問題があったんですか。

遡って、あるのかなのか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

先ほど申しあげました形質変更時要届出区域というようなところがありますけれども、そこは土壌汚染の直接的な摂取経路がないと。

要は直接触ったりということがないので、そうであれば健康被害が生じるおそれはないというようなことから、土壌を触らなければ、今、均衡が図られているということで、汚染除去等の措置が必要ないというふうなところで、ただ扱うときには届出が必要ですよという意味で、形質変更時要届出になっております。

そこで、上で、例えば、グラウンド的な形で利用される分について、そこから何かしら有害物質が入ってきて、直接健康被害があるというようなところはないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員

何を言いたかったかという、鳥栖市内にグラウンドとか非常に少ないということで、皆さん困ってる人もありましてですよ。

せっかくこういう形で行きやすくなるし、ごみ処理焼却施設のところは、休憩するような部屋も含めて、非常に立派なものがあると。

今川グラウンドを再開されたらいかがかなというふうにも思うんですけど、そういうことは考えていらっしゃるんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今川グラウンドの今後の活用につきましては、先ほど申し上げました、あの一帯の土地利用の在り方を考える中で検討していくとしております。

従前、確かにあそこをグラウンドとして活用いただいておりますが、いきさつがあって、この4月に開業した佐賀東部クリーンエコランド。あそこの新しいごみ焼却施設を建てるときに建設資材を置いたりとか、工事現場の駐車場として活用してまいりました。

今後、今回のこの解体作業とかになりますので、そういった解体作業、ストックヤード建設作業に伴う車両の駐車場、また資材置場という形で活用することとしておりますので、この解体作業が令和8年度まで工事かかりますので、それまでの間は今川グラウンドについては、そういった活用をしてまいりますので、要は令和9年度以降からの活用策については、今後、検討していくとしております。

以上でございます。

江副康成委員

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

屋根がつくということですけど、基礎とか入れなくていいんですか。

要は、形質変更に当たるのかどうか。

さっき、建物の上は取るけど基礎はそのまま存置するみたいな形になるんで、そうすると、基礎がある上に屋根がつくような構造物って建てられるのかなと思って。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今おっしゃられたように地下部分については、そのまま存置いたします。

地下ピットの上に今回のストックヤードを建設する予定にしておりますけれども、地下ピットに新しく泥を入れて、そこの上にピットを載せますので、基本的におっしゃられるようにくいを直接そのエリアに打つと地形が、地質が変わったりする。土地の中身が変わってく

るのでできないんですけど。

そのピットを埋め戻して、上をはつって下のピットに泥を入れて埋め戻して、その上に乗せますので、そこにそんなに深いくい打ちはできないと思うんですけど、くいを打つことでストックヤードを固定するというような施工になると思ってます。

以上です。

松隈清之委員

どんな屋根か分かんないですけど。周りの動圧だけでしか支持されてないってことですよ。どっかの地盤にくいがささるってことじゃないですよ。

乗っかってるだけみたいな感じになるってことですか、屋根は。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ピットに泥を埋め戻しますけれども、そこに電圧をかなりかけてやるというようなことのでございますので、そこに——地下構造物のピットは動かないので、その中に泥で埋め戻したところに、今回建てる分のくいを打つということになります。

泥を入れて電圧をかけるということです。

以上でございます。

松隈清之委員

技術的なところは専門家じゃないので分かりませんが。

問題ないようならいいと思うんですけど。

多分、心配されてるのが、そういうところがもうちょい——今、建ってる建物の煙突とか、そういったところからの飛散も心配されてるでしょうし。

報道されたように地下の部分、その工事に当たって、そういうことがないのかっていうことは多分心配されると思うんですよ。

だからそこは多分、もうちょっと丁寧に伝わるようにしたほうがいいのかなというふうに思います。

あと補助率。この交付金の解体とストックヤード、それぞれ補助率って違うんですか。

一緒ですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ごみ焼却施設の解体とストックヤード建設、補助率は同じで、補助対象経費の3分の1が交付金として措置されることになっております。

以上でございます。

松隈清之委員

了解です。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案甲第16号専決処分事項の承認について

中村直人委員長

次に、議案甲第16号専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案甲第16号専決処分の承認について御説明いたします。

甲議案参考資料の2ページをお願いします。

本件につきましては、令和6年度税制改正法案の地方税法等の一部を改正する法案が、令和6年3月28日に成立し、3月30日に公布されたことに伴い、4月1日施行に関する部分について、鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の地方税関係の改正のうち、市税に関連するものとして主なものとしましては、1点目が、市民税や固定資産税等の減免について、減免事項等に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

2点目が住民税の定額減税で、令和6年度分の個人住民税の所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減額を実施するものでございます。

仮に納税義務者が配偶者と子供2人を扶養していた場合には、4万円の減税額となります。

右の図の給与所得に係る特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収せずに定額減税後の額を、7月以降、11か月で徴収いたします。

2段目の普通徴収である農業や事業所得者の場合には、定額減税前の税額を基に算出した第1期分の税額から定額減税額を控除し、控除し切れない場合は、第2期分以降の税額から順次控除していきます。

3段目の公的年金等に係る特別徴収者の場合は、前段の普通徴収と同様ですが、減額が10月分から開始となります。

次のページをお願いします。

3点目の固定資産税及び都市計画税につきましては、土地の負担調整措置等の現行の仕組みを3年延長するものでございます。

負担調整措置とは、評価替えによる土地の価格の上昇に伴う税負担の急増を緩和する措置でございます。

土地の価格の特例は、評価替え基準年度の固定資産評価額は、翌々年度まで据え置くこととなっておりますが、地価が下落し、課税上著しく均衡を失う場合には、評価額を修正することができるものでございます。

これらのほか、地方税をはじめとする根拠法令の改正に伴う項ずれや文言の整理を行っております。

以上、御説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案甲第17号専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま議題となりました議案甲第17号専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

甲議案参考資料の4ページをお願いします。

本案は本年3月30日公布で本年4月1日施行の国民健康保険税の賦課限度額及び軽減措置を盛り込んだ地方税法施行例の一部改正に伴い、本年3月31日付で鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要について御説明を申し上げます。

改正内容は2点でございます。

まず1点目は国民健康保険税の賦課限度額の改正で、後期高齢者支援金等課税分の賦課限

度額を現行22万円から2万円引き上げて24万円に改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

2点目は国民健康保険税の軽減措置の対象となる所得基準の改正で、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、5割軽減では、国保加入者に乗すべき金額を現行29万円から5,000円引き上げて、29万5,000円に。

2割軽減では、国保加入者数に乗すべき金額を、現行53万5,000円から1万円引き上げて54万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

国保税の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、賦課限度額の超過世帯割合を1.5%に近づくように段階的に引き上げる運用ルールを設けております。

これは被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合が0.5から1.5%になるよう法定化されている規定のうち、1.5%の水準を援用しているものです。

団塊の世代が75歳に到達し、高齢化等による医療費の増加が見込まれ、後期高齢者支援金も増加傾向にある中、後期高齢者支援金分の限度額を超過する世帯の割合が上昇していることを踏まえ、2万円の引上げを行うものでございます。

この改正で図のとおり高所得層の負担を上げることによって、負担感が重いと言われる中間所得者層の負担をできる限り緩和することが狙いとされております。

本市では、限度額超過世帯が30世帯減少し、約360万円の税収増が見込まれております。

7ページをお願いいたします。

国保税の軽減所得判定基準については、当初、低所得世帯に対して基準額以下の所得の場合、国保税の均等割額及び平等割額を世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置を行っております。

国は5割と2割の軽減所得判定の基準額については、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯が相対的に縮小しないよう、経済と経済動向を踏まえて見直す慣例により、見直し幅を消費者物価などに総合的に勘案して決めているところでございます。

この改正で、本市では軽減世帯が30世帯増加し、約120万円の税収減と見込まれておりますが、この減収分については、保険基盤安定制度により、県が4分の1、市が4分の1の負担割合により、全額補填されることになっております。

以上、御説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

尼寺省悟委員

6 ページのところ、1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を上げていくものということですが、6 ページの右側を見ると合計では、1.42%から1.35%ということで、合計で見ただけは既に1.5%を下回ってるんだよね。そこはどう考えていいわけ。

既にいつもなってるんだから、これ以上、引き下げる必要というのはないんじゃないかなと思うけれども、その辺はどう考えるわけ。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

今、御指摘あった分、合計での数値を申し上げられたと思いますけれども、後期分を御覧いただきたいと思います。

後期分については2.25%と現行なっておりますので、今回引き下げることによって2.1%に下げると。

本来であればもっと下げるべきなのかもしれませんが、合計で1.5%未満になりますので、ここは今回、国のほうで2万円を引き上げるという形で、審議されているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

今の答弁あんまり納得できないけど、払うほうにとって見たらそうなんよね、払うほうにとって見たら。

全体と個別は別だというふうに言うならば、例えば、介護分についてはもう、1%切ってるわけ、介護については。

そうならば、1.5%ならこれもっと引上げてもいいんじゃない？そういったことをしないで、介護談合するというのはちょっとあんまり、理屈にあってないんじゃないかなと思うけれども、そこはどう考えたらいいいわけ。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

介護分と基礎分については既に1.5%を割ってますので、これ以上引き上げることはしなくてもいいというふうに考えておりますので、今回は後期分が1.5%以上、さらに2.25%と高い数値になっておりますので、これをできるだけ引き下げるという観点から、この部分について、引上げをして、できるだけ中間所得者層の税率が下がるようにという判断の下、国のほうで実施されたというふうに理解しております。

介護分が0.96%ですから、これを逆に引き下げるとかということにはならないというふうには考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

どうもあんまり納得できんけれども、いいです。

あとまた別の質問やけど、これは厚労省が出してる限度額についてということで、令和5年10月17日のものですけど。

こんなふうに書いています。

低所得層の多い市町村においては、相対的に所得の低い世帯の保険料額が賦課限度額に到達することもあるから、引上げに当たっては十分、引上げ額や時期を判断する必要があると。

こういうふうに書いています。

もう一方で、相当な高額所得者に対してはそうするべきということやけど。

その辺のところ、どれぐらい——これはあくまで条例だから、鳥栖市の判断でできるわけだよ。

もちろん、こうやって全国的にはやってないところもあるんだよ。

それぞれの市町村の判断で、賦課限度額は幾らにするかということは決めることができる。

そのときに鳥栖市としては、今回こういうふうにしたということが、大体幾らぐらいの目途というのかな、幾らぐらいの所得の人たちに……、どう言ったらいいのかな。

たかだか少ない所得だって、こんなに賦課限度額がどんどん上がっていったら、事実上値上げになるんだよ。

相当の高額所得やったらいいけど、そんなに所得がない人だってこういった形になったら、ある種でたまらんわけだよ。

その辺の所得層のレベルがどのくらいで考えているのか言ってる意味分かる？。

低所得層の多い市町村においては相対的に所得の低い世帯の保険料額だ、賦課限度額に到達することもあるから、引上げに当たっては十分、引上げ額や時期を判断する必要があるというふうに、ここに書いてあるわけだよ。

だからそういったことを考えてみて、全国的にはやってないところがあるんだよ。

自分のところでは、そんなに高い所得じゃなくても、賦課限度額に到達するからそれを上げたらいかんということで、やってないところだってあるんだよ。

鳥栖市はそれに対してそうじゃなくて、国から言われたとおりにやってるんだよ。

だからそういったところおるとそんなに所得が高くなくても、毎年のように上がっていくと。賦課限度額が上がっていくという事実上の値上げという形になっていくわけだよ。

原因がどうなのか分からんけれども。

言っている意味は分かるかな。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

どの県も一緒ですけれども、各県に国保の県内の市町の運営方針というのが定められています。

これは将来一本化に向けて策定されているものでございますので、県によってまちまちかもしれませんけれども、佐賀県の場合は、20市町それぞれ地方税施行令、地方税に準じた国保税を課税しておりますので、その国保運営方針においては、この賦課限度額を国が改正された場合については、20市町も全てそれに準じるというふうに記載されております。

従いまして今回の賦課限度額の改正については、20市町、あと全て専決処分されて実行されてあります。

そういうことで、所得層を配慮しながら、この引上げの時期をずらすのかとかいうことをおっしゃられてるかと思えますけれども、それについては、そこまでは加味をしてなくて、この改正によって県内全ての自治体は改正になっております。

尼寺省悟委員

よかです。あと、数字を聞きたいんで、分からなければ後で教えてください。

今度、軽減措置で7割軽減と5割軽減と2割軽減。

7割軽減は据置きということやけれども、世帯数がどうなのかと、要するに7割軽減の世帯数が幾らで、今後の改定によってそれが何世帯になったのかということと、それと賦課限度額について、何世帯から何世帯になったのか。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

賦課限度額につきましては、先ほど御説明いたしました資料の6ページに記載しておりますけれども、30世帯……（「何世帯から何世帯なの？」と呼ぶ者あり）

197世帯から167世帯となります。

それで30世帯減少しております。

尼寺省悟委員

軽減のほうは？

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

軽減で申し上げますと、5割軽減世帯が、医療後期が1,305世帯から1,322世帯に減少をしておりますので17世帯でございます。

それから2割軽減におきましては、医療後期分で927世帯から940世帯で13世帯、すいません、それぞれ増です。

17世帯、13世帯増ということで合計30世帯が増えております。

尼寺省悟委員

7割軽減の世帯の数は、幾らかな。変わらんということだけれども。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

7割軽減は、今回変更ございませんので……（「今何世帯？」と呼ぶ者あり）

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

2,884世帯でございます。

尼寺省悟委員

国保世帯数は、全体で何世帯？

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

国保は、鳥栖市で8,307世帯でございます。

尼寺省悟委員

よかです。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で議案審査を終了いたします。

あと総括、採決がありますので、執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

oo

午後0時3分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

総 括

中村直人委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

総括を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

採 決

中村直人委員長

これより採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

初めに、議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第16号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第16号専決処分事項の承認について

中村直人委員長

次に、議案甲第16号専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

oo

議案甲第17号専決処分事項の承認について

中村直人委員長

次に、議案甲第17号専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

oo

中村直人委員長

以上で総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oo

中村直人委員長

以上で令和6年5月臨時会総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時5分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

